

# 総合評価落札方式における評価項目の一部変更について（お知らせ）

令和8年3月6日  
鈴鹿市 技術監理契約課

鈴鹿市における総合評価落札方式による事後審査型一般競争入札について、令和8年4月1日以降入札公告を行う案件から鈴鹿市総合評価落札方式ガイドラインに掲載された評価項目に基づき実施することとしています。

この度、評価項目のうち【自社施工】【施工班体制】の評価について、工事施工中の履行確認を行うこととしていますが、履行確認の内容について見直しを行うこととしました。

つきましては、見直し期間中に公告する案件より、評価項目の一部を下記のとおり変更して入札を実施しますので、ご留意願います。

## 記

### 1. 変更の対象となる評価項目と変更の内容

○評価項目のうち、【自社施工】【施工班体制】の評価を適用しない。

（発注する工事に特殊工事がない場合）

評価内容	配点	評価基準
入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">当面の間、適用しません</span>	2	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工=2点 上記以外の施工=0点  ・ 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札（開札）日において3か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。

（発注する工事に特殊工事がある場合）

評価内容	配点	評価基準
入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">当面の間、適用しません</span>	1	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工=1点 上記以外の施工=0点  ・ 自社作業員は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任の担当技術者（調査基準価格を下回る契約時）を除き、入札（開札）日において3か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。

○評価項目のうち、【自社施工】【元請施工】の評価基準の点数を調整する。

「該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつB等級以下）で実施＝3点」



「該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつB等級以下）で実施＝2点」

### 点数調整後の評価基準

（発注する工事に特殊工事がない場合）

評価内容	配点	評価基準
入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価 当面的間、点数を調整する	4	該当する指定工種を元請のみで施工＝4点 該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつB等級以下）で施工＝ <u>2点</u> 上記以外の施工＝0点 ・評価の対象とする下請の「B等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のB等級以下に格付された者とする。

（発注する工事に特殊工事がある場合）

評価内容	配点	評価基準
入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価 当面的間、点数を調整する	5	該当する指定工種を元請のみで施工＝4点 該当する指定工種を元請と下請（市内本店かつB等級以下）で施工＝ <u>2点</u> 特殊工種を元請のみで施工＝1点加算 上記以外の施工＝0点 ・評価の対象とする下請の「B等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のB等級以下に格付された者とする。

※施工能力評価型の評価項目による配点の合計は【自社施工】【施工班体制】の2点（発注する工事に特殊工事がある場合は、1点）を差し引き、地域要件が市内本店の場合は、55点→53点（発注する工事に特殊工事がある場合は、54点）となります。

※実際に実施する入札での具体的な評価項目及び配点等については、各案件の入札公告、評価項目一覧及び評価項目算定申告書をご確認ください。

## 2. 変更の適用時期

令和8年4月1日以降に公告する案件より適用

## 3. その他

今回の変更については、履行確認内容の見直しが完了するまでの間の暫定的な対応となります。見直し完了後の運用については、別途改めて鈴鹿市Webサイトにて周知します。